

# 居宅介護支援事業 重要事項説明書

社会福祉法人 三交会

青葉台さくら苑在宅介護支援センター

令和 3年 1月作成  
令和 5年 1月改訂  
令和 6年 4月 1日改訂

# 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

### (1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	青葉台さくら苑在宅介護支援センター
所在地	東京都目黒区青葉台3-21-6
介護保険指定事業所番号	東京都 1371000199号
サービス提供地域	目黒区（それ以外の方でもご希望の方はご相談下さい）

### (2) 同事業所の職員体制（令和6年 4月現在）

	常勤	非常勤
管理者兼介護支援専門員	1名	—
介護支援専門員	2名	1名

### (3) 営業日

月曜日～金曜日 ただし、12月29日から1月3日を除く。

### (4) 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

ただし、24時間(営業日外・営業時間外)の連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応する。

## 2. 当居宅介護支援事業所が提供するサービスの主な内容

- ① 青葉台さくら苑在宅介護支援センター（以下「事業所」といいます。）は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう各サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。（この行為を以下「居宅介護支援」と呼びます。）
- ② 居宅介護支援に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切なサービスが、多様なサービス事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- ③ 居宅介護支援に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- ④ 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するように行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。また、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するようご協力をお願いいたします。
- ⑤ 当事業所は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業者等

との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の変更、各サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

- ⑥ 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- ⑦ 利用者の意思に基づいた契約を確保するため、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能です。またケアプランに位置づけた理由を求めることが可能です。

### 3. 利用料金

#### 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度により東京都国民健康保険団体連合会から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合は、要介護度に応じて、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日各自治体の窓口に提出すると、払い戻しを受けられます。

～ 令和6年4月現在 ～

#### ○基本料金

要介護1・2	1,086単位	(12,380円/月)
要介護3・4・5	1,411単位	(16,085円/月)
○初回加算	300単位	(3,420円/月)
○入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位	(2,850円/月)
○入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位	(2,280円/月)
○緊急時等居宅カンファレンス	200単位	(2,280円/月)
○通院時情報連携加算	50単位	(570円/月)
○退院・退所加算(カンファレンス有)	1回600単位	(6,840円/月)
	2回750単位	(8,550円/月)
	3回900単位	(10,260円/月)
(カンファレンス無)	1回450単位	(5,130円/月)
	2回600単位	(6,840円/月)
○特定事業所加算Ⅱ	421単位	(4,799円/月)
○特定事業所加算Ⅲ	323単位	(3,682円/月)
○特定事業所加算A	114単位	(1,299円/月)

※ 料金については、各単位に地域係数を乗じて算定した金額を記載しています。

#### 交通費

- ① 前記1(1)のサービスを提供する「実施地域」にお住まいの方は無料です。
- ② 実施地域以外の方は、介護支援専門員が訪問するための交通機関の実費が必要です。
- ③ 実施地域を越えて自動車等を使用した場合の交通費は、当事業所から片道おおむね1kmを越えるごとに1,000円をいただきます。

#### 解約料

利用者は、訪問調査・居宅サービス計画作成等、当事業所による居宅介護支援の提供をいつでもキャンセル又は中断をすることができます。キャンセル・中断の何れの場合にもキャンセル料等の利用者のご負担は必要ありません。

### 4. サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合  
「解約届」のご提出によりいつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了する場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
- ③ 利用者やご家族などが当事業所や当事業所に属する介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了する場合があります。
- ④ 自動終了  
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。
  - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)および要支援1または要支援2と認定された場合
  - ・ 入院もしくはその他の事情により、3ヶ月以上サービス利用の見込みがない場合
  - ・ 利用者が死亡した場合

### 5. サービスの利用にあたっての留意事項

職員に対し、贈り物や飲食物の提供などは固くお断り致します。

## 6. サービス提供に関する相談、苦情について

当事業所の居宅介護支援に対する苦情は面接、電話、書面等により苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員会に直接苦情を申し出ることでもあります。

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員会（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

苦情解決責任者は、苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

苦情解決責任者は、苦情申出人に改善を約束した事項については一定期間後その結果を報告します。

ご相談・苦情には次の方法があります。

### ① 当事業所の相談窓口を通してのご相談・苦情

○青葉台さくら苑在宅支援センター 担当：管理者 丸山 真吾

TEL 03-3791-3505

FAX 03-3791-3504

○社会福祉法人 三交会（運営法人） 担当：坂井 祐

TEL 03-3791-3503

FAX 03-3791-3504

### ② 公的機関に対しても、苦情申し出等ができます。

目黒区介護保険課介護保険係  
 所在地：東京都目黒区上目黒2-19-15（目黒区総合庁舎2階）  
 電話番号：03-5722-9574  
 利用時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時（12/29～1/3、祝日を除く）

東社協 福祉サービス運営適正化委員会		TEL 3268-1148
		FAX 3268-2148
東京都国民健康保険 団体連合会（国保連）	介護相談窓口担当 （相談・苦情受付専用）	TEL 6238-0177
		FAX 6238-0091

### ③ 苦情解決第三者委員

目黒区東山自治会副会長：猪田 和男 03-3712-1989  
 弁護士：荒木 哲郎 03-3591-6078

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基  
づいて重要な事項を説明しました。

**事業者**

事業所名 社会福祉法人 三交会

青葉台さくら苑在宅介護支援センター

(介護保険事業所番号) 1371000199号

住 所 東京都目黒区青葉台3-21-6

代表者名 理事長 田中 雅英 印

説 明 者 氏名 \_\_\_\_\_

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援についての重要  
事項の説明を受けました。

**利用者**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(署名代行者氏名： )

(署名代行の理由： )

**代理人**

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者とのご関係 ( )